

## 第 10 回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 10 月 27 日 午後 4 時から
- 2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室
- 3 議事日程
  - 日程第 1 議事録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について  
(3 件)
  - 日程第 4 議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について  
(2 件)
  - 日程第 5 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
(所有権移転 3 件)

- 4 出席委員
- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 鷺見幸生  | 2番 杉本道哉   | 3番 川端敦    |
| 4番 田中昭一  | 5番 高橋智    | 6番 森長正徳   |
| 7番 西田勝敏  | 8番 佐藤弘之   | 9番 河端英利   |
| 10番 松田一博 | 11番 橋口善一郎 | 12番 青山佳代子 |
| 13番 奥野宏栄 | 14番 中道雅彦  | 15番 北川正則  |
- 5 事務局説明員
- |         |         |
|---------|---------|
| 局長 青木祐次 | 主査 鈴木 渉 |
|---------|---------|

局長 皆さま、ご起立願います。  
一同、礼。よろしくお願ひします。  
ご着席ください。

局長 ただいまから令和5年第10回総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の  
議長となり、議事を進行していただきます。  
よろしくお願ひします。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第10回  
総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規  
定により、第10回総会は成立いたしました。  
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規  
定により私から指名いたします。  
10番 松田委員、11番 橋口委員を指名いたしますが、  
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま  
す。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます  
が、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。  
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長            それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。  
                 事務局から内容の説明を求めます。

                 (議案朗読)

局長            議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』  
                 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。  
                 内容については、鈴木主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

                 (内容説明)

主査            議案第1号について、ご説明いたします。  
                 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要がありますが、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっております。この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

                 議案の2ページをお開きください。

                 本件は、今後農地を売買するための賃貸借の解約3件であります。

                 1番、貸主は古川自治区の■■■■氏、借主は同じく古川自治区の■■■■でございます。

                 土地の所在は、古川498、591-1の2筆の田で、合計面積は22,168㎡です。

                 議案資料の1ページをお開きください。

                 『解約通知書』については、10月19日付けで提出があり、合意解約が成立した日は通知書の提出と同日付で、土地の引渡しは10月19日に行われるものであります。

                 議案の2ページにお戻りください。

2番、貸主は壮瞥町字南久保内の■■■■氏、借主は古川自治区の■■■■でございます。

土地の所在は、古川 692-1 から 699 の 5 筆の畑で、合計面積は 32,917.48 m<sup>2</sup>です。

議案資料の 2 ページをお開きください。

『解約通知書』については、10 月 17 日付けで提出があり、合意解約が成立した日は通知書の提出と同日付で、土地の引渡しは 10 月 17 日に行われるものであります。

議案の 2 ページにお戻りください。

3番、貸主は長沼町東町の■■■■氏、借主は本三川自治区の■■■■氏でございます。

土地の所在は、本三川 368-7、369 の 2 筆の田・畑で、合計面積は 9,878 m<sup>2</sup>です。

議案資料の 3 ページをお開きください。

『解約通知書』については、10 月 6 日付けで提出があり、合意解約が成立した日は通知書の提出と同日付で、土地の引渡しは 11 月 30 日に行われるものであります。

また、3 件とも 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号については、当農業委員会として通知書のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 1 号については、当農業委員会として通知書

のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査 議案第2号について説明いたします。

本件は2件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買入れを公社へ要請し、協議を進めていくこととなります。

それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古川42から895の11筆の田で、合計面積は58,748㎡です。

あっせん申出者は、古川自治区の■■■■氏です。

本件は10月12日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古川自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料4ページをご覧ください。

農地は、古川地区の国道234号線沿いの北側にある、あっせん申出地①から⑪までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり■■■■円で合計■■■■円です。

議案4ページにお戻りください。



て、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第3号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買3件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の11月1日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案6ページをお開きください。

1番と2番については、9月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転で、3番については、早期売渡に伴う公益財団法人北海道農業公社からの売渡してございます。

1番ですが、土地の所在は山楸658から695の10筆の田で、合計面積は35,994㎡です。

売買価格は、                    円で、譲渡人は山楸自治区の                      
                    氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ山楸自治区の                    氏です。

2番ですが、土地の所在は岩内1794-3から1794-7の4筆の田で、合計面積は74,053㎡です。

売買価格は、                    円で、譲渡人は岩内自治区の                      
                    で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ岩内自治区の                    氏です。

3番ですが、土地の所在は山楸688-1から1229-1の5筆の田で、合計面積は29,124㎡、売買価格は                    円です。

譲受人は、岩内自治区の                    氏、令和元年度の5年タイプ事業で、譲受人の申し出により1年早期の売渡してございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。  
議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。  
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16時35分)

議事録署名委員

10番 松田 一博 

11番 橋口善一郎 